

[事案 2020-167] 特約無効取消請求

・令和3年2月12日 和解成立

<事案の概要>

責任開始日前にがんと診断確定されていたことを理由に、特約が無効となったことを不服として、特約無効の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

左乳癌と診断されたため入院して手術を受けたことから、令和元年12月に契約した医療保険に付加されたがん特約にもとづき給付金を請求したところ、責任開始日前にがんと診断確定されていたとして、特約が無効となった。しかし、以下の理由により、特約の無効を取り消してほしい。

(1) 募集人は、90日の待機期間内にがんと診断された場合には契約が無効になることを説明せず、待機期間経過後のがんの備えになるとの誤った説明をした。

<保険会社の主張>

募集人の誤説明は認めるが、公平性の観点から、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、特約無効の取消しは認められないものの、約款に定められている基本的な事項についての募集人の誤説明が申立人に誤解を生じさせたことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。